



令和 3 年 1 月 1 3 日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>農地取得等に係る面積要件の一部緩和</p>	<p>(担当)</p> <p>農業委員会事務局 振興係</p> <p>担当氏名 伊藤 孝彦</p> <p>電話 0544-22-1193</p> <p>内線 2487</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>遊休農地を利用して新規就農する場合に、下限面積を個別に <u>1 アール (100 m²)</u> に設定します。</p>
<p>(要旨)</p> <p>富士宮市農業委員会では、遊休農地が相当程度存在すると認められる区域内において、10アール (1,000 m²) 未満の遊休農地を利用して新規就農する場合に、農地取得の下限面積を1アール (100 m²) に設定することで、耕作放棄地の解消、新規就農者の促進を図ります。</p> <p>(内容)</p> <p>農地を耕作目的で貸借や所有権移転をする場合、農地法第3条の許可が必要になります。これまで、許可を受けるための要件である下限面積を一律30アール (3,000 m²) に設定しておりました。</p> <p>令和3年4月1日から遊休農地が相当程度存在する区域(一団の農地の面積に占める遊休農地の面積割合がおおむね10パーセントを超えている区域)にある遊休農地を耕作目的で権利取得し新規就農する場合に限り、下限面積を1アールに設定することになりました。</p> <p>「一団の農地」…山林、宅地、河川、道路等により容易に横断することができない集団的に存在する農地</p> <p>(許可申請の流れ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 別段面積及び区域の指定申請 ↓ ② 別段面積及び区域の決定 ↓ ③ 別段面積及び区域の公示・県知事への通知 ↓ ④ 農地法第3条許可申請 ↓ ⑤ 農業委員会総会で許可決定 (権利の設定・移転) <p>※案件ごとに個別に別段面積 (下限面積) を設定することになります。</p>	